

「愛知県中小企業者等応援金【一般枠】（7～9月分）」の実施概要について

愛知県は、緊急事態措置等による休業要請・営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響に伴い、売上が減少した中小企業者等に対して応援金を交付しますので、お知らせします。

1 制度概要

緊急事態措置等の影響を受け、2021年7月、8月、9月の売上が30%以上50%未満減少した事業者に対し、**減少した月ごと**に「中小企業者等応援金【一般枠】（7～9月分）」を交付します。

名称	愛知県中小企業者等応援金【一般枠】（7～9月分）
対象	中小法人・個人事業者等 （本店又は主たる事務所の所在地が県内にあること）
要件	<p>1 対象要件</p> <p>(1) 緊急事態措置等に伴い、休業要請・営業時間短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること 又は</p> <p>(2) 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと</p> <p>2 売上要件</p> <p>2021年7月、8月、9月いずれかの売上が、2019年又は2020年の同月の売上と比較して30%以上50%未満減少していること</p>
交付額	<p>2019年又は2020年の同月と比較した2021年7月、8月、9月の売上減少額</p> <p>（中小法人：上限15万円／月、個人事業者：上限7.5万円／月）</p> <p>※要件に該当する月ごとに算定</p>

※愛知県中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】（8月分・9月分）と【一般枠】（7～9月分）の両方が対象になる場合は、先に【酒類販売事業者枠】を充当し、交付上限額を超えた金額について、【一般枠】から支払

※国の月次支援金と本応援金は、異なる対象月であれば両方交付対象（同じ対象月は併給不可）

※愛知県感染防止対策協力金との併給は不可

2 申請方法等

申請方法・期間等は現在調整中ですが、7～9月分を1回でまとめて申請いただく予定であり、申請受付は10月下旬頃に開始予定です。

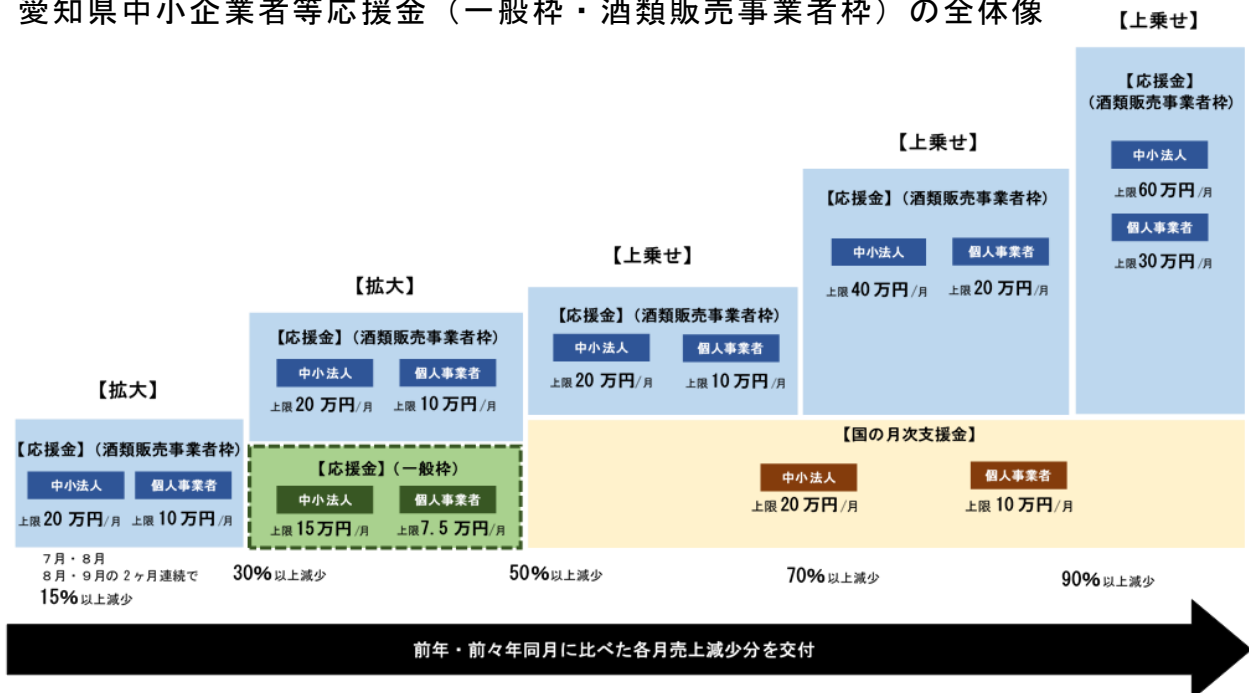
また、中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】8月分及び9月分（2021年8月6日及び8月27日発表済み）と同時に申請受付を行う予定です。

詳細は、決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ouenkin.html>

3 参考

愛知県中小企業者等応援金（一般枠・酒類販売事業者枠）の全体像



4 問合せ先

「愛知県中小企業者等応援金【一般枠】」については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）